

執筆者:

[E-mail](#) [村田 知信](#)[E-mail](#) [難波 早登至](#)

ベトナムでは、本年7月1日に個人情報保護に関する政令13号(第13/2023/ND-CP、以下「本政令」といいます。)が施行されました。本政令では、個人データの管理者又は処理者は、個人データの処理を開始した後60日以内に、データ処理影響評価を実施した上で、所定の様式で評価書類を作成し、ベトナム公安省(Ministry of Public Security、以下「MPS」といいます。)の担当部局(A05)に提出する必要があると規定されています。また、本政令上、ベトナム人の個人データをベトナム域外に移転した管理者又は処理者等は、域外移転開始から60日以内に、データ移転影響評価を実施した上で、所定の様式で評価書類を作成し、A05に提出する必要があります。

MPSは、本年6月7日に開催した本政令に関する説明会において、**施行日時時点で既に個人データの処理や移転を実施している事業者の書類提出期限は施行日から60日以内であり**、施行日である7月1日を目処に書類提出用のポータルサイトやデータ処理影響評価及びデータ移転影響評価において作成する必要のある評価書類の書式(以下「本書式」といいます。)を公開予定だと説明しました。これらのうちポータルサイトは未だ公開されていませんが、書式(ベトナム語)は施行日から時期が遅れたものの既にダウンロード可能な状態になっています。**本書式においては、本政令において記録・報告が必要とされている事項を詳細に規定することが求められているだけでなく、本政令において求められていない情報や事実を記載する項目が多く存在することに留意が必要です。**

1. 本書式の概要

本政令の下では、個人データの管理者は、個人データ処理を開始するときから、以下の事実・情報を記載した当該個人データ処理に関する影響評価書類を作成し、保管することが求められます(本政令24条1項)。

- (1) 個人データの管理者の連絡先及び詳細
- (2) 個人データの管理者における個人データ保護の業務を実施する部署又は担当者の名称・氏名及び連絡先の詳細
- (3) 個人データ処理の目的
- (4) 処理される個人データの種類
- (5) 個人データを受け取る組織又は個人(ベトナム域外の組織又は個人を含む。)
- (6) ベトナム域外に個人データを移転する場合
- (7) 個人データの処理に要する期間、個人データの消去又は破壊のための見込期間
- (8) 個人データ保護のための措置の説明
- (9) 個人データの処理の影響に関する評価、発生しうる望ましくない結果及び被害、並びにかかる結果及び被害を減らす又は取り除くための対策

本書式では、これらの事項を詳細に記入することが想定されている他(例えば個人データを受け取る組織又は個人の情報は処理者、第三者等に分類した上で非常に詳細に規定する必要があります。)、当該事項に加えて例えば下記のような事項も記載が必要とされています。

- (1) 本人の同意が取得済であること
- (2) 本人の同意の取得方法
- (3) 処理を行う個人データのサイズ

- (4) 処理を行う個人データに係るデータ主体の数
- (5) 個人データの消去/削除の方法
- (6) 個人データ保護のために用いる基準
- (7) 個人データを保護するための情報システム、方法及び設備に関するネットワークセキュリティチェック
- (8) 個人データ処理による経済的・社会的影響、代替手段による場合の影響、行政や法制度への影響、本人の権利・利益への影響等
- (9) 影響評価のための意見の収集に関する情報、監視・評価に関する情報
- (10) 準拠すべき法令のリスト

なお、本書式には、処理者・第三者用の書式や域外移転影響評価のための書式も含まれており、いずれも上記と類似した記載項目を求めるものとなっております。

全体として、これらの書式には、若干の記載事項の説明も存在しますが、説明を読んでも記載すべき内容が分かりにくい項目が多く存在します。また、ベトナム国内の事業者を想定した記載となっているため、域外適用される外国事業者が用いる場合はどのような記載をすれば良いのか等、不明確な点も少なくありません。

2. 今後の見通し

冒頭で述べたとおり、本政令においては、理論上は、個人データを処理する管理者・処理者は、当該データ処理のもたらすリスクの高低を問わず、全てデータ処理影響評価を実施して書面を A05 に提出する必要があります。そのため、理屈としては、従業員の個人データを人事目的で処理しているだけの事業者であっても、施行日時点で当該処理を行っている場合は施行日から 60 日以内(本年 8 月末まで)に本書式を完成させて A05 に提出する義務を負います。しかし、上記で述べたとおり詳細かつ不明確な点が多い本書式を完成させることは、ベトナムの多くの事業者にとって容易ではないものと思われます。したがって、現実的には、期限に間に合わない事業者も多数発生することが予想されます。

もっとも、現時点では、公安省が本年 8 月末という書類提出期限の猶予を明言したとの情報はございません。ベトナムでは当局が一度説明した内容を突然変更したり手続きが遅延したりするのは珍しいことではないものの、現時点で採り得る対応としては、公安省の動きを注視しつつ、本書式を用いて提出準備作業を進めていく他ないように思われます。本書式の内容等についてご質問等あればいつでも弊所までご連絡いただければ幸いです。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。
また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 